

右兩大臣仰せ合はされ、一雙づゝ、一雙の碁笥なり、珍寶といひつべし、其の寵遇のあつきを思ふべし。

右トコロの盤と菊桐紋の二具は、始祖筭砂法印本因坊へ、豊臣太閤より賜るものなり、さくら楓一雙の碁笥は、近衛鷹司兩大臣より恩賜なり、金梨子地葵の御紋の碁笥は、東照宮より賜ふとも、或は台徳廟よりたまふとも、兩説ありて未詳ならず。

〔本因坊家略紀下〕四代目本因坊道策出生石見

琉球より薩州公へ碁盤并碁笥石共に差上る、光久公被獻上之、道策又拜領す、盤は柏之根之由にて、あめ色にして、一面にうすまきの如く木目有之、碁笥は堆朱にて、一面に毛彫あり、石は煉物也、形は饅頭形にして、すわるかたひらめなり、上へは丸し、唐石と申由也、本因坊に床飾物にしてあり、唐の石なり、唐にては打んと思ふ所へ先丸の方を置案る也、手極る時、平めの方を直し置時、打手に極るなり、地の作り様も日本とは違ふ也。

〔大江俊矩記〕文化四年二月廿八日庚子

碁盤粗厚サ五寸三步、廣サ壹尺三寸七寸、分長サ壹尺四寸八分、高サ九寸、七寸有碁石那智中高上石、百碁笥也相

右盤石ニ而代金壹兩三步、今日敷下道具屋ニ而相調、善次郎世話、此間中毎々往來、漸今日相談相整被求歸也、實ハ壹兩貳歩貳朱五百文也、

〔伊勢駿河守貞順記〕ふかそぎの事略中この様體は、下賀茂御手洗川の石をとりて、左右の手にもたせ候て、ござんの上にあがらせ、さて髪をよくときさげ候て、かみのすそをはさみ候て口候はやし候に口傳候同石を左右の足にも一づゝ、ふまへさせ申なり、

○按ズルニ、碁盤ヲ著袴、深曾木等ノ時ニ用キル事ハ、禮式部著袴、深曾木ノ二篇ニ詳ナリ、參看スベシ、